

監査報告書

平成23年6月22日

公益財団法人東京都私学財団

理事長 嘉 悅 克 殿

監事 知田 義博

監事 伊藤 浩子

監事 三木 さち子

私どもは法令並びに定款の定めに基づき、財団法人東京都私学財団の平成22年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の監査を実施したので、次のとおり報告する。

1. 監査の方法及びその内容

監事は理事会に出席し、全ての審議の内容を把握するとともに、代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告を受けた。また、事業報告及び計算書類等を受領し、説明を受け、これらについて検討した。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制」を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、財団の状況を正しく示しているものと認める。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められない。
- ③ 業務の適正を確保するための体制整備についての理事会決議の内容は相当であると認める。

(2) 計算書類及び附属明細書並びに財産目録及びキャッシュ・フロー計算書の監査結果

会計監査人である大光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月16日

公益財団法人 東京都私学財団

理事長 嘉 悅 克 殿

大光監査法人

代表社員 公認会計士
業務執行社員

亀岡保大
監査官

当監査法人は、財団法人 東京都私学財団の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの平成22年事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表（貸借対照表内訳表（「科目」及び「合計」の欄に限る。）を含む。）、正味財産増減計算書（正味財産増減計算書内訳表（「科目」及び「合計」の欄に限る。）を含む。）及びキャッシュ・フロー計算書並びに附属明細書並びに財産目録（「貸借対照表科目」及び「金額」の欄に限る。）（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。この財務諸表等の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、財団法人 東京都私学財団の当該財務諸表等に係る期間の財産、正味財産増減及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 財務諸表に対する注記「2. 会計方針の変更」に記載されているとおり、当年度より「公益法人会計基準」（平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会）を採用している。
2. 財務諸表に対する注記「13. 重要な後発事象」に記載されているとおり、平成23年4月1日付で公益財団法人 東京都私学財団に移行している。

財団法人 東京都私学財団と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上